

お家を新築される方へ

桐生市住居表示実施区域（下記参照）に新たに家屋等を建てられた場合、住所変更の手続きをする前に、新築届の提出が必要となります。（これにより新しい家屋等の住居表示が決定します。●●町▲丁目■番★★号）

住居表示決定までに1週間程度お時間をいただきますので、ゆとりを持って届出してください。（届出のタイミングとしては中間検査の頃から届出できます。）

また、届出の際には、「確認済証」の表紙、案内図、配置図、平面図等の写しが必要となりますので、これらをお持ちの上、本館1階市民課へお越しください。

ご不明な点がありましたら、桐生市役所市民課住民担当（直通：0277-32-3636）へお問い合わせください。

桐生市住居表示実施区域

稲荷町

永楽町

織姫町

清瀬町

小梅町

小曽根町

琴平町

新宿一丁目

新宿二丁目～三丁目

末広町

堤町一丁目～三丁目

天神町一丁目～三丁目

（一部を除く）

仲町一丁目～三丁目

錦町一丁目～三丁目

西久方町一丁目～二丁目

浜松町一丁目～二丁目

東一丁目～七丁目

東久方町一丁目～三丁目

平井町

本町一丁目～三丁目

美原町

宮前町一丁目～二丁目

宮本町一丁目～四丁目

三吉町一丁目～二丁目

元宿町

（一部を除く）

横山町



建物（工作物）新築届

令和 年 月 日

（あて先）桐 生 市 長

住 所 桐生市織姫町 1 番 1 号
申請者 氏 名 桐生 太郎 *窓口に来た人
0277-46-1234

次のとおり、建物(工作物)を新築したので、桐生市住居表示に関する条例第 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

1	氏名・名称	桐生 太郎
2	所 在	桐 生 市 織姫 町 丁目 100 番地 1
3	構 造	木造、鉄骨鉄筋造、その他（ ） 平屋建 階 建
4	用 途	一般住宅、併用住宅 店舗 店舗、工場、倉庫、その他（ ） 工場
5	完 成	令和 3 年 7 月 15 日

以下は記入不要です

決裁区分	課 長	係 長	係	受 付	第 号
					年 月 日
				起 案	・ ・

上記のとおり届出があったので、桐生市住居表示に関する条例第 3 条第 4 項の規定により、関係人あて通知いたしたく伺います。

職 氏 名

処 理	実態調査(確認)	・ ・	台 帳 等 整 理	台帳登載	・ ・
	住居番号及び 付番決定の日	・ ・		補助カード登載	・ ・
	表示板の交付	・ ・		各課通知	・ ・
	関係人通知	・ ・			

建物（工作物）新築届

令和 年 月 日

（あて先） 桐 生 市 長

住 所
申請者 氏 名

次のとおり、建物(工作物)を新築したので、桐生市住居表示に関する条例第 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

1	氏名・名称	
2	所 在	桐 生 市 町 丁目 番地
3	構 造	木造、鉄骨鉄筋造、その他（ ） 平屋建 階 建
4	用 途	一般住宅、併用住宅 店舗 店舗、工場、倉庫、その他（ ） 工場
5	完 成	年 月 日

決裁区分	課 長	係 長	係	受 付	第 号
					年 月 日
				起 案	・ ・

上記のとおり届出があったので、桐生市住居表示に関する条例第 3 条第 4 項の規定により、関係人あて通知いたしたく伺います。

職 氏 名

処 理	実態調査(確認)	・ ・	台 帳 等 整 理	台帳登載	・ ・
	住居番号及び 付番決定の日	・ ・		補助カード登載	・ ・
	表示板の交付	・ ・		各課通知	・ ・
	関係人通知	・ ・			